

グループ・プライバシー

擁護と解釈

ルチアーノ・フロリディ

出典：

Luciano Floridi, “Group Privacy: A Defence and an Interpretation,” in Linnet Taylor, Luciano Floridi, and Bart van der Sloot eds. *Group Privacy New Challenges of Data Technologies*, 2017, pp. 83-100.

キーワード：

- ・ 一般データ保護規定 General Data Protection Regulation (GDPR)
- ・ データ保護 Data protection
- ・ データ倫理 data ethics
- ・ 個人プライバシー Individual Privacy
- ・ グループ・プライバシー Group Privacy

凡例：

本文中のイタリックによる強調は傍点で示している。また、〔亀甲括弧〕内の箇所は要約担当者による補足である。

論文の要旨と背景

本稿は、グループ・プライバシーを主題とした論文集『グループ・プライバシー データ技術の新たな挑戦』の第5章にあたる、表題の論文の要約である。本論文の著者であり、また論文集の共編者でもあるルチアーノ・フロリディは、オックスフォードインターネット研究所 Oxford Internet Institute の情報哲学・情報倫理学教授で、情報倫理学や技術の哲学の分野で多数の著作を発表している研究者である。

本論文で、フロリディは、現在到来しつつあるビッグデータ時代において、個人のプライバシーだけでなくグループ・プライバシーをも保護する必要があると主張し、グループはプライバシー権を持ちえないとするいくつかの反論の批判的検討を通じて、グループはプライバシー権の適切な保持者でありうるという自身のテーゼの擁護を試みている。

以上の考察に加えて、従来の情報倫理学におけるプライバシー理解が批判されるとともに、「アイデンティティ構成解釈」と名付けられたフロリディ自身のプライバシー解釈が示され、この解釈がグループ・プライバシーという考えにもっともよく馴染むものであることも主張されている。

1. 導入

ビッグデータとデータ保護についての現在の諸論争は、個人のプライバシーに焦点を合わせている。すなわち、巨大なデータセットと高性能なアルゴリズムによる利益を確保しつつ、いかにして個人のプライバシーを保護できるかが問われているのである。この緊張関係は、しばしば倫理（＝プライバシー）と政治（＝安全）の間の対立として捉えられるが、実際は、プライバシーを保護し人権を促進する義務とビッグデータがもたらす利益によって人間の福利を改善する義務との間の倫理的な緊張関係である。

いまのところ、この2つの道徳的義務の緊張関係は、個人に対する義務である前者と、社会全体に対する義務である後者の対立であると理解されている。この枠組みも誤りではないが、しかし今すぐに拡張されねばならない。なぜならば、我々はグループとグループのプライバシーを考慮すべきだからである。

私は、グループがプライバシー権を享受するということが一応のところもってもらしいと想定しているが、このもってもらしさを損ないうる問題が少なくとも3つある。そこで、本章では、グループ・プライバシーの理解を促すため、これらの問題を取り扱う。

第一の問題は、グループの本性にかんするもので、2節で論じられる。私は、グループは発見されるものでも発明されるものでもなく、むしろ特定の社会システムが開発される際の抽象度(LoA: Level of Abstraction)によって設計されるものであると論じたい。それゆえ、グループの設計は、LoAの選択を左右する目的が正当化されている限りにおいて正当化されることになる。この議論によって、グループは単なる人工物である（それゆえ、グループは存在せず、ただ個人だけが存在する）とか、仮にグループが存在するとしても、難解すぎて扱うことができないから、グループはプライバシー権を持ちえないという反論が取り除かれるはずである。

第二の問題は、グループに権利を帰属させる可能性にかんするもので、3節で論じられる。私は、LoAを改定し、そうしてグループ全体をそれ自体でひとつの個人として扱ことで、個人に権利を帰属させるのと同様の論理がグループに権利を帰属させるのに利用可能であろうと論じる。この議論によって、たとえグループが存在し、それが取り扱い可能なものであるとしても、権利の保持者としては扱うことができないという反論が取り除かれるはずである。

第三の問題は、プライバシー権をグループに帰属させることの可能性にかんするもので、4節で論じられる。私は、ここで、グループがいかなる意味でグループとしてプライバシー権を享受しうるかを示す。この議論によって、グループの権利としてのプライバシーは、グループそのものではなくグループの成員が個別に保持する権利であるという反論が取り除かれるはずである。

これらの3つの問題を解決したのち、5節では、グループによって享受されるプライバシーの本性について論じられる。私は、個人を構成する情報の保護という観点からのプライバ

シー解釈がほかのプライバシー解釈よりも適切であると論じる。

以上の議論より、結論として、グループはプライバシー権の保持者として扱われうると主張されることになる。

2. いかにしてグループは存在しうるか

法哲学および社会科学の哲学におけるグループの本性についての論争は、分析哲学における自然種 *natural kinds* についての論争、および生物学の哲学における種 *species* の本性についての論争と類似している。これらの論争はすべて、唯名論——個物・トークンのみが存在する——と実在論——普遍者・タイプが存在する——の対立の一部である。

唯名論者と実在論者は、個物（たとえばアリス、金の指輪、一匹の子犬）が存在するという点では同意している。意見が食い違うのは、グループ（アリスの家族）、自然種（金の物体）、種（イヌ）の存在についてである。両者は、グループ・自然種・種が単に主観的で観察者に依存しているのか、あるいは客観的で観察者から独立に存在しているのかについて争っているのである。

こうした論争が可能になっているのは、唯名論者と実在論者がある認識論的想定を共有していることによる。すなわち、知識がその指示内容の内在的本性、すなわち世界に存在するものそれ自体への直接的アクセスを提供しうるという想定である。しかしながら、自然科学から離れて社会科学へと目を向ければ、この想定が誤った二分法を導くものであることが明らかになる。唯名論者は社会的グループを発明されるものとみなし、実在論者は発見されるものとする。正しくは、社会的グループは設計されるのであり、世界と精神が合わさった結果なのである。以下では、アナロジーによってこのことを説明したい。

観察物の集合を抽象度 *LoA* と呼ぶことにする。ある *LoA* では、個別の建築物だけが存在し、アリスのアパートとボブのヴィクトリア風の二戸建て住宅は互いに全く異なるため、グループを形成しえないだろう。一方で、別の *LoA* では、たとえばふたつの建築物はどちらもオックスフォードにあるベッドルームがふたつの住居であるとか、同じオーナーが所有しているとかで、ひとつのグループを形成するだろう。ある集合がグループを形成するかいなかは、その質問が問われた理由、すなわち人間のなんらかの関心（たとえば、この事例では地方税の額を決定するためにベッドルームの個数という特徴が問題になっているかもしれない）から独立ではありえないのである。

もちろん、比較的自然に思えるグループが存在することは事実である。しかしながら、その自然さは単にその *LoA* が我々にとって直観的であるという認識論的なものであって、存在論的なものではない。たとえば、レタスやトマトを食物というグループとするのはきわめて客観的に思えるが、しかし、それは我々が人間としての関心を自然で直観的な *LoA* と考えているからにすぎない。レタスやトマトは、トラにとっては我々にとって雑草がそうであるように食物とは無関係なものに思えるだろう。我々の世界についての知識が様々な *LoA* を通じて獲得されると認めることは、なんでもありの相対主義を導くのではなく、**関係主義**

relationalism がよりよい代替案であると主張することである。食物の例をとれば、あるものが食物かいなかと問うことは、特定の物質が特定の有機体にとって栄養となるかを問うことを有意味にする正しい LoA を適用するということである。このように、食物は関係的な概念であるが、しかしあらゆる LoA が適切であるというわけではなく、ある LoA がほかの LoA よりも適切であることがありうるのである。

以上の議論が意味するのは、とりわけ社会的グループのような複雑な対象を扱う際には、我々は素朴に唯名論者であることも、実在論者であることもできないということである。

実在それ自体をメッセージの送信者として想像してみよう。実在という巨大なラジオは、きわめて広いスペクトルの信号を発信している。人間は、たとえば、可視スペクトルを視覚によって捉え、その信号から発信者それ自体を理解している。こうした信号が発信者の記述であると考えるのはあまりに素朴であるが、しかしだからといってその信号が実在的でないというわけではない。あるいは別のアナロジーを挙げれば、我々はなんらかの素材を用いて調理を行うが、しかしできあがる食事はもとの素材のコピーではない。このように、人間の知識は構成的 *constructionist* に機能するのであり、模倣的 *mimetic* ではなく制作的 *poietic* なのである。我々の知識が制作的であるとしても、そこに相対的あるいは反実在論的なものはなにもなく、それは我々の作り上げる料理や家屋が相対的でも反実在論的でもないのと同様である。そしてこのことを理解するために、我々は素朴な本質主義や知識の表象説、あるいは真理の対応説を取る必要はない。我々は世界についての知識を、世界に色を塗りつける営みとしてではなく、世界のモデルを工作する営みとして理解すべきなのである。

したがって、社会的グループは単なる規約あるいは人工物でも、グループを特定する関心以前に存在するものでもない。我々の認識論的関心と世界から提供されるデータが合わさって設計されるものなのである。

さて、社会的グループの本性に戻ろう。n 人の個人からなる社会システムは、 2^n 個のグループに組織化することができる。たとえば、アリス・ボブ・キャロルの 3 人は、 $\{\}$ 、 $\{\text{アリス}\}$ 、 $\{\text{ボブ}\}$ 、 $\{\text{キャロル}\}$ 、 $\{\text{アリス, ボブ}\}$ 、 $\{\text{アリス, キャロル}\}$ 、 $\{\text{ボブ, キャロル}\}$ 、 $\{\text{アリス, ボブ, キャロル}\}$ の 8 個のグループに組織化されうる。幕集合（ありうるグループすべてを含むグループ）が御しがたいものになることは明らかであるが、一方で、たとえば女性であるといった基準に基づいて、特定のグループだけを実在的なものとするのも恣意的である。重要なのは、我々の持つデータがグループを生成する情報へと変換されるところの LoA であり、論理的な順序としては、目的（なぜある仕方で個人をグルーピングするか）、LoA（いかに個人をグルーピングするか）、結果（獲得されたグループ）というものになる。それゆえ、我々の関心と LoA が特定される以前に、グループが客観的に発見されるのかあるいは主観的に発明されるのかと問うことは、不適切であるだけでなくまったく要点を捉えていないのである。

以上の点は、グループ・プライバシーの事例においてとりわけ重要である。というのも、はじめにグループの存在を確立し、次にグループのプライバシー権の存在を確立し、最後にありうるプライバシーの侵害を確立するという手順を取らねばならないと考えるのは誤り

だからである。もしそうであるとすると、グルーピングを規定する関心や目的の特定とは独立に、アプリアリにグループを特定しなければならないという難問があらわれてくることになるが、実際はそうではない。人々をなんらかのグループに組織化しようとする関心がはじめに存在するのである。たとえば、ある小売業者が製品の宣伝のため、オックスフォードの妊娠している女性全員に連絡を取ることを望んでいるとしよう。このグループは、以前から存在するほかの直観的なグループと重複するかもしれないかもしれないが、それは問題ではない。このときに、グループとしてのグループのプライバシーの侵害の余地が現れてくる。注意すべきは、グループを構成するものが同時にグループ・プライバシーを可能にするものでもあるということである。要するに、唯名論的なグループ・プライバシーへの反論は不可能であり、それは、人々のグルーピングを規定する実践が、その実践の結果生じるグループをプライバシー権の保持者として線引きするからである。プロファイリングは記述的な実践ではなく、設計的な実践であり、プロファイリングという行為そのものによってあるグループが構成するのであり、結果として生じたグループが自身のプライバシーへの尊重を求めて行為するのである。もちろん、プロファイリングが自動アルゴリズムによって行われたために、プロファイリングされた本人がそのことに気づいていないということはありうるが、しかしそれは問題ではない。私がここで論じているのは、最終的にプロファイリングが明るみになったときに、そのグループがプロファイリングに反応する可能性として最初に与えられるのは、プロファイリングという「関心にもとづいた」実践であり、プロファイリング以前から存在するとされるグループの存在論的ステータスではないということである。プロファイリングの被害を受けた個人が、しばしばあるグループの成員として扱われたことよりもプロファイリングそのものにはじめに反対するのも、このことから説明される。

そこで、次の問題は以下のものになる。グループが関心に基づいたグルーピングの実践によって構築されるとして、いかなる意味でグループは権利を持ちうるのだろうか？

3. いかにしてグループは権利を持ちうるか

我々が小さな学部図書館を別の建物に移転するという事例を考えてみよう。はじめに、著者の頭文字が A から D の書籍を移送することを決めたとする。このとき、明らかに書籍の束は、著者の頭文字が云々という性質を共有していない。次に、書籍が燃えやすいという事実を我々が気にかけているとしよう。このとき、書籍の束は、燃えやすいという性質を個々の書籍と共有している。続いて、書籍の束を持ち上げようとする、個々の書籍は持っていなかった性質、すなわちひとりでは動かせないほど重いという性質を束が獲得していることに我々は気づいた。最後に、我々は、ため息をつきながら、書籍に羽が生えて飛んでいくてくれたらいいのに、と願った。しかし、飛ぶという性質は個々の書籍も束も保持してない。以上の例から、集合とその成員がある性質を共有したり共有しなかったりする 4 つのありうる事例が明らかになる（以下の表を参照）。事例の順番は重要度の順である。第一の事例はよくある誤謬を生み出しているもので、第四の事例はここでの議論には関わりがない。

	性質 F を持つか			
	1	2	3	4
成員	持つ	持つ	持たない	持たない
集合	持たない	持つ	持つ	持たない
具体例	著者	燃えやすい	重い	飛ぶ

この表を用いることで、グループ（集合）が権利を保持しうるかという論争を明確化することが可能になる。懐疑論者は、第一の立場に賛成している。すなわち彼らによれば、権利はグループの成員にのみ適する性質であって、グループには適さない。穏健なグループの権利の支持者は、第二の立場に賛成する。彼らによれば、グループは権利を持つが、それはグループの成員がその権利を持っているからにすぎない。最後に、強いグループの権利の支持者は第三の立場に賛成する。彼らによれば、いくつかの種類の権利はグループとしてのグループにのみ属するもので、そうした権利はグループの成員が保持しているがゆえにグループも保持するようなものではない。こうした事例においては、グループそれ自体が、権利を帰属させられる個人として行為しているということを理解する必要がある。政治的権利はこうした権利の事例であり、LoA を変化させることで国民全体が個別的行為者として自己決定の権利を保持するものと考えることが可能になるのである。特定の基準で人々をグループングすることで我々は個人（グループ）を作り出すのであり、それによってグループが権利の対象となり、また権利を主張することが可能になるのである。

懐疑論者、穏健なグループの権利の支持者、強いグループの権利の支持者の間の論争は、本章で扱う最後の問題へと我々を導く。グループは、いかにしてプライバシー権を持ちうるのだろうか？

4. いかにしてグループはプライバシー権を持ちうるか

プライバシーをグループに適用する際に生じるひとつの問題は、それが穏健な意味で適用されているのか、あるいは強い意味で適用されているのかが明らかでないことである。次の2つの事例を考えてみよう。

第一の事例は、2015年1月1日にカリフォルニア州で施行された、「電子世界におけるカリフォルニア州の未成年者たちのプライバシー権」という法律¹である。この法律は、未成年者に自身のウェブ投稿を削除する権利を賦与するものであるが、これは穏健なグループ・プライバシーの事例である。というのも、この条文での「未成年者たち」という表現は、単に個々の未成年者を支持するための便法にすぎず、未成年者の集合がプライバシー権を保持しているのは個々の未成年者がその権利を保持しているからにほかならないからであ

¹ https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=201320140SB568

る。

第二の事例は、故人の親しい友人と関係者たちがプライベートな葬儀を執り行うという事例である。この事例で、葬儀に参加する各故人がプライベートな葬儀への権利を保持しているというのはきわめて反直観的であり、葬儀に参加するグループがグループ全体として特定の種類の権利を保持していると考えらるべきである。

グループ・プライバシーが上記の穏健な意味でしか適用されないとすると、グループ・プライバシーに特有のものはなにもなく、グループ・プライバシーは個人プライバシーに還元されることになる。とはいえこの場合でも、穏健なグループ・プライバシーに影響するものは個人プライバシーにも影響するわけだから、とりわけ立法において〔それが個人プライバシーにもたらす帰結のゆえに〕グループ・プライバシーを真摯に考えなければならないということになる。他方で、仮に強い意味でもグループ・プライバシーが適用されるのならば、グループ・プライバシーの帰結だけでなくその本性も考察する必要があるのである。

5. グループ・プライバシーはいかなる種類のプライバシーでありうるか

強い意味でのグループ・プライバシーの本性を解明するためには、はじめに、いかなるプライバシーの理論を採用するかを明確にする必要がある。近頃の文献では、プライバシーの(1)還元主義解釈と(2)所有ベース解釈の2つの理論がとりわけ有力である。本節ではこれらの説に代えて、プライバシーのアイデンティティ構成的本性 *the identity-constitutive nature of privacy* に基づいた第三の解釈が提示される。

還元主義的解釈の論じるところによれば、プライバシーの価値は、プライバシーの侵害によって引き起こされる様々な望まれない帰結に由来するものである。したがって、この説によれば、プライバシーは人間同士の良好な交流の本質的な条件を規定する功利性である。

一方、所有ベース解釈の論じるところによれば、プライバシーは、人々の身体的な安全と情報所有権のゆえに尊重されるべきである。ここである人が自身の情報を所有しているというのは、情報の生成から消滅までをコントロール可能であるということの意味している。

両者の解釈は相容れないものであるが、プライバシーの価値の異なる側面を強調している。還元主義解釈は帰結主義的であり、所有ベース解釈はプライバシーの価値を「自然権」的に理解しているということができる。しかしながら、両者はともに前デジタル的な文化に属するものであり、多くの点で満足はいくものではない²。

還元主義解釈は、情報の悪用という観点からプライバシー尊重の必要を説くものであり、帰結主義的な見方からすれば、プライバシー尊重をグループにまで拡張するのは合理的である。しかしながら、この説明では、せいぜい、グループの成員がプライバシーを享受する

² 著者による両解釈への詳細な批判は、以下の文献で展開されている。Floridi, L. 2013. *The ethics of information*. Oxford University Press.; Floridi, L. 2014. *The fourth revolution-How the infosphere is reshaping human reality*. Oxford University Press.

がゆえにグループもプライバシーを享受するというグループ・プライバシーの穏当な解釈が支持されるにすぎない。そのうえ問題なのは、還元主義解釈によるプライバシーの保護が社会の利益の追求と相容れないかもしれない可能性である。プライバシーをまったく欠いた社会が、高い福利を伴う〔帰結主義的考えによると〕よりよい社会であるかもしれないのだ。実際、家庭におけるプライバシーの擁護が、プライバシーの闇の側面――虐待やネグレクト――を覆い隠す口実になりうるという実例もある。

所有ベース解釈もまた、少なくとも3つの理由で満足の行くものではない。第一に、ジャンクメールなどによる望まれない情報の獲得、すなわち情報汚染による受動的な情報プライバシー侵害を説明できない点である。というのも、こうした事例で情報所有権が侵害されているとは考えられないからである。第二に、公的な文脈におけるプライバシーの問題である。プライバシー、とりわけグループ・プライバシーは、社会的・物理的・情動的に共有された公共空間においてしばしば行使されるものである。そうした空間において、たとえば監視カメラがいかにか個人のプライバシーを侵害しうるのか、という問いに対して所有ベース解釈は満足な解答を与えられない。第三に、「情報所有権」という概念が比喩的で曖昧に使用されていることである。情報はピザのような通常の所有物とは異なり、他者によって獲得されても本人から失われたりはしないものであり、その点で情報の獲得や使用は可逆的 lossless なのである。にもかかわらず、所有ベース解釈の比喩的な表現はこの違いを説明できない。

還元主義解釈も所有ベース解釈も、物質的な文化に属するものであり、デジタルな情報通信技術によってもたらされた重大な変化を捉え残っている。デジタル時代にあつて、プライバシーはラディカルな再解釈を必要としているのである。こうした再解釈は、個人あるいはグループを、その情報によって構成されるものと考え、そして情報プライバシーの侵害をその個人のアイデンティティに対する攻撃として理解することでなされる。このプライバシー解釈は、情報通信技術が情報プライバシーを蝕むことも強固にすることもありうるということ、そしてそれゆえプライバシー強化技術だけではなく、ユーザーが情報行為者としてのアイデンティティを形作るための積極的な努力がなされなければならないという事実とも一致する。プライバシーの価値は、擁護されるとともに強化されねばならないのである。

情報プライバシーがまったく不可能な社会においては、アイデンティティを構成する過程が一切存在しえず、アイデンティティが発展させられることも維持されることもないのであり、それゆえ人間の福祉を達成することはまったくできない。あらゆるアイデンティティと個性を消去することによる完全な情報空間の「透明性」によって社会を保護することを支持する還元主義者もいるが、そうした方策は「最終的解決」であるとしても、保護される社会を構成する個人が喜んで受け入れるようなものではありえない。還元主義解釈が帰結主義的考慮をプライバシー尊重よりも優先しうるのに対して、アイデンティティ構成解釈はプライバシーを根本的権利とみなすのであり、この点がこの解釈の利点である。

個人あるいはグループの本性を情報によって構成されるものとみなすことによって、プ

プライバシー権を、情報の実体としてのアイデンティティの無用な変化から免れる権利として理解することが可能になる。すなわち、個人の情報の収集、保存、複製といった能動的なプライバシー侵害は、当事者のアイデンティティのクローニングあるいはプロファイリングであり、個人に無用な情報を強制的に与える受動的なプライバシー侵害は、当事者の情報実体としての本性を合意なく変更することであると理解されるのである。所有ベース解釈の第一の難点はこうして回避される。

アイデンティティ構成解釈の示唆するところでは、グループの情報空間とグループのアイデンティティをコインの裏表のようなものである。プライバシー権はグループのアイデンティティを守るのであり、それゆえ極めて大きな価値を持つ。したがって、この解釈に基づけば、所有ベース解釈の第二の難点もまた回避される。情報プライバシーの侵害は、いまや不法侵入 *trespassing* というよりもむしろ誘拐 *kidnapping* になぞらえることができるからである。公的空間において不法侵入という語は意味をなさないが、誘拐はどこで起きたかにかかわらず犯罪である。

所有ベース解釈の第三の難点に関しては、グループはたしかに自身の情報を所有しているが、それは所有ベース解釈のいう比喩的な意味でなく、より正確な意味においてそうである、と論じられるだろう。グループの情報 *its information* といわれるとき、その「グループの」という言葉は「グループの土地」といわれるときの意味ではなく、「グループの記憶」や「グループの文化」といわれるときと同じ意味であり、「グループによって情報が所有される」という外的な所有関係ではなく、「情報がグループの一部である」という構成的な所属関係を示しているのである。

プライバシーのアイデンティティ構成解釈とその価値は、「工業的」で「近代的」なプライバシー概念の背後にある想定が作り変えられた成熟した情報社会において、正当に理解され始めている。今後、情報がアイデンティティの構成的部分であると認められたならば、いつの日か特定の種類の情報の取引が厳格に違法化されるかもしれない。それは、自身のものであれ奴隷のものであれ、人間の臓器を取引するのが違法であるのとまったく同様である。同時に我々は、もはや個人あるいはグループの構成的部分ではない「死んだ個人情報」に対する態度を軟化させるだろう。臓器売買が違法でも髪を売ることが違法でないように、グループの成員を人身売買することは違法であるが、グループとして故人の財産を売るとは合法である。

我々をつねづね、データの痕跡を残している。今日の情報通信技術がデータの痕跡を記録し、多様な目的のために利用されているという事実は、個人、あるいはグループの情報的な本性を強く思い起こさせるものである。1949年のジュネーヴ諸条約の第三条では、戦争捕虜は名前や階級などの特定の情報を提供する必要はあるが、それ以上の情報の提供についてはいかなる強制も受けてはならないと規定されており、すでに「死んだ個人情報」の明確な基準が提供されている。仮に我々が「情報社会の捕虜」として扱われるとすれば、プライバシーはよく保護されつつも、相手が誰であれ共有すべきいくらかの個人情報が存在する

かもしれない。こうした問題は二者択一のものではなく、バランスと程度の問題である。

プライバシーのアイデンティティ構成解釈によって光があたるさらなる主題のひとつは、秘密性 confidentiality と親密さ intimacy という、グループに基づいたふたつの現象である。コミュニケーションを通じたプライベートな情報の共有は、心からの信頼による関係に基づくものであり、こうした人と人との結合は、他者が部分的に自身と同じ情報によって構成されることを許すことによって達成される。そして、この団結によって、ひとつの結合体であり上位行為者であるグループが形成されるのである。こうして秘密性と親密さによって作り出される固い絆、「我々」という団結は、外的な「他者」による破壊にはめっぽう強いものの、「我々の中のひとり」の内的な裏切りにはきわめて脆いものである。

最後に、プライバシーのアイデンティティ構成解釈は、プライバシーは自分自身によるアイデンティティの構築の問題でもあるということを経験する。個人あるいはグループは、常により良い「私」あるいは「私たち」を作り上げることを望んでいるだろう。それゆえ、プライバシーを保護することは、自分自身を構築し、変化させる自由を与えることをも意味するのである。プライバシー権とは新たなアイデンティティへの権利であり、それゆえ重要なのである。

6. 結論

グループがプライバシー権を持ちうるという考えは決して新しいものではないし、またいまなお議論の余地のあるものである。しかしながら、その重要性が急激に高まっているにも関わらず、この発想はこれまで十分な注意を向けられてこなかった。本論文で私は、我々はグループ・プライバシーをとときにはグループの成員の権利に還元可能なものとして、ときにはグループそのものに属するものとして考えるべきだと論じ、穏健なグループ・プライバシーと強いグループ・プライバシーの両方のもっともらしさを擁護した。また同時に、穏健なグループ・プライバシーの擁護が、その帰結のゆえにすでにきわめて重大であることを強調した。しかしながら、現在主流の見解は、人間中心的で（自然的人格のみを考慮し）、唯名論的である（個々の人格のみを考慮している）。そうではなく、我々は、グループのような、ほかの種類の人々も考慮に入れるべきなのである。

しばしば、個人を保護する唯一の方法はその個人の属するグループを保護することであり、それゆえ、少なくとも我々は穏健なグループ・プライバシーについて考慮し始める必要がある。そしてそれは、強いグループ・プライバシーを十分に認識するためのはじめての一步である。

(鈴木 英仁)